## 入札参加資格制限基準

昭和47年6月16日告示第19号の3号

改正

平成6年7月5日告示第54号 平成8年4月22日告示第35号 平成12年4月1日告示第92号 平成21年5月25日告示第98号

## 入札参加資格制限基準

町が発注する工事又は製造その他についての請負契約及び物件の買入れその他の契約について、競争入札を適正かつ円滑に行うため、入札参加資格制限の基準を次のとおり定めるものとする。

- 1 入札に参加させることができない者及び入札参加資格を制限すべき者は、次のとおりとする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定 により競争入札に参加させることができない者
    - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は該当しない。)
    - イ 破産者で復権を得ない者
  - (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させることができない者(これに該当する代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を使用する者を含む。)及びその期間
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした次に掲げる者 3年
      - (ア) 設計図書に基づかない悪質な材料を故意に使用した者
      - (イ) 工事現場に搬入した検査済材料を、許可なく故意に変更し、使用した者
      - (ウ) 工事用材料の調合を故意に粗悪にしたと認められる者
      - (エ) 発注したものの数量若しくは品質を、不正に変更した者
      - (オ) 工事又は製造について著しく不正のあつた者
      - (カ) その他これらに類する行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した次に掲げる者 1年6か月以上3年以内
      - (ア) 偽計若しくは威力をもつて入札の公正な執行を妨げ、起訴された者
      - (イ) 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴された者
      - (ウ) 競争入札において、不正の利益を得る目的をもつて連合し、起訴された者
      - (エ) その他これらに類する行為をした者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた次に掲げる者 1年6か月以上3年以内
      - (ア) 落札者が契約書を作成することを妨げた者
      - (イ) 落札者が契約保証金を納付することを妨げた者
      - (ウ) 地域的な理由等で、威力をもつて契約者の工事着手を妨げた者
      - (エ) 正当な理由なく、工事箇所への侵入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げ た者
      - (オ) その他これらに類する行為をした者
    - エ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた次に掲げる 者 1年6か月以上3年以内
      - (ア) 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げた者
      - (イ) 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げた者
      - (ウ) その他これらに類する行為をした者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた次に掲げる者 6か月以上2年以内
      - (ア) 正当な理由がなく、入札し、落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだ者
      - (イ) 契約書の各相当規定に基づき、契約を解除された者
    - カ 前アからオまでに掲げる事実があつた後それぞれの相当期間を経過しない者を契約の履行に当た

り代理人、支配人その他の使用人として使用した者 前アからオまでにおいて認定した期間の残期 間

附 則(平成6年7月5日告示第54号)

この基準は、公布の日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

附 則(平成8年4月22日告示第35号)

この基準は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成12年4月1日告示第92号)

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月25日告示第98号)

この基準は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。